

# パブリックコメントの実施結果について

・特定外来生物被害防止基本方針(案)に係るパブリック・コメントを7月8日(木)から8月7日(土)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は9,489であり、寄せられた意見をテーマ別に整理したところ、延べ意見数は12,699件あった。その内訳は次の通りである。  
 ・なお、7月15日と16日に大阪と東京で基本方針(案)に関する説明・意見交換会を開催し、それぞれ、42名と96名の参加があった。同説明会で出された意見についてもパブリック・コメントの意見として位置づけ、集計・とりまとめを行っている。

## 1. 意見提出者の内訳

|    | メール   | FAX   | 郵送    | 説明会 | 合計    |
|----|-------|-------|-------|-----|-------|
| 個人 | 6,397 | 1,557 | 1,334 | 40  | 9,328 |
| 団体 | 38    | 101   | 22    | -   | 161   |
| 計  | 6,435 | 1,658 | 1,356 | 40  | 9,489 |

氏名、連絡先が明記されていない意見等、様式を満たしていないものを除く(計1,448件)。

## 2. テーマ別の意見件数 (延べ意見数 12,699件)

(1) 基本方針(案)に係る意見 4,348件

### 第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

- ・全体に対し 2件
- 1 背景 1,044件
- 2 課題認識 43件
- 3 被害防止の基本的な方針 95件

### 第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

- ・柱書き及び全体に対し 20件
- 1 選定の前提 358件
- 2 被害の判定の考え方 139件
- 3 選定の際の考慮事項 164件
- 4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取 415件

### 第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

- ・柱書き及び全体に対し 31件
- 1 飼養等の許可の考え方 58件
- 2 個体の処分 33件
- 3 輸入の禁止 9件
- 4 譲渡し等の禁止 4件
- 5 放つこと、植えること又はまくことの禁止 250件
- 6 飼養等許可者に対する立入り等 0件

### 第4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

- ・全体に対し 41件
- 1 防除の公示に関する事項 44件
- 2 防除の実施に関する事項 500件

### 第5 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

- ・全体に対し 3件
- 1 未判定外来生物 40件
- 2 種類名証明書の添付を要しない生物 5件
- 3 科学的知見の充実 21件
- 4 国民の理解の増進 44件
- 5 その他 31件

全般、その他 954件

(2) 個別の種の選定に係る意見について 8,351件  
 ( 提出主体数を意見数とみなし集計。ただし、複数種については各種毎に集計。)

|                             |                            |        |
|-----------------------------|----------------------------|--------|
| ・ブラックバス等                    | 指定に関する反対意見、及び指定に対し配慮を求める意見 | 7,785件 |
|                             | 指定に関する賛成意見                 | 315件   |
| ・ブラックバス、ブルーギル、ニジマス、雷魚等外来魚全般 |                            | 192件   |
| ・セイヨウオオマルハナバチ               |                            | 27件    |
| ・アライグマ                      |                            | 2件     |
| ・外来ハヤブサ類                    |                            | 1件     |
| ・セイヨウミツバチ                   |                            | 1件     |
| ・アルファルファタコゾウムシ              |                            | 2件     |
| ・ミドリガメ、カミツキガメ、ワニガメ          |                            | 4件     |
| ・ヤドクガエル                     |                            | 2件     |
| ・クワガタムシ、カブトムシ、甲虫類           |                            | 3件     |
| ・餌用動物                       |                            | 1件     |
| ・植木、造園緑化用樹木                 |                            | 3件     |
| ・園芸植物                       |                            | 6件     |
| ・セイタカアワダチソウ                 |                            | 1件     |
| ・牧草、飼料作物                    |                            | 3件     |
| ・ニセアカシア                     |                            | 3件     |



# 特定外来生物被害防止基本方針（案）に係るパブリックコメントの 主な意見の要旨

提出意見は約 9,000 件以上と非常に大量にあったが、主旨を同じくすると思われる意見内容が多かったため、同主旨のものをできる限り整理要約し、主な意見要旨を適当と思われる基本方針（案）の項目毎に並べた。

## 【基本方針の内容について】

### 第 1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

#### 1 背景

- ・選定の前提アと関係し、明治時代以降の表現は唐突の感があるため、「近代になって、人間活動の発展に伴い人と物資の移動が活発化し、・・・」にし、問題の時代を示しておいてはどうか。
- ・外来生物が利用されている用途の例示に、「園芸植物」を含むのであれば、それと同様に動物の場合の「愛玩飼養」「レクリエーション（釣り）」も含むべきである。
- ・「環境問題」であるにもかかわらず、農林水産業という特定の産業分野への影響のみが記述されているのは不自然。環境に依存して行われる産業は農林水産業のみではない。
- ・外来種による影響は不可逆的被害が多く、対費用効果の点からも予防原則に則るべきであり、生物多様性条約を尊重する立場より予防原則に則ることを明記すべき。
- ・背景として記されている一般的な「外来生物」の定義と本基本方針で定義する「外来生物」の定義を、読者がその違いを正しく理解できるよう明確な表現にすべき。
- ・生態系等に係る被害に関して、海外から導入されたか国内の他の地域から導入されたのかは関係が無い。国内移入種も特定外来生物の対象にすべきである。

#### 2 課題認識

- ・外来生物だけでなく、「在来生物」についても定義をしておいた方がよい。
- ・予防原則から考えて、国境管理による水際規制が最も効果的であり、侵略的な外来生物による被害防止は、我が国に持ち込まない旨の文章に修正すべき。

#### 3 被害防止の基本的な方針

- ・定着した外来生物には、計画的かつ順応的管理が必要不可欠であり、「計画的に」を「計画的かつ順応的に」にすべきである。
- ・「特定外来生物として規制を検討する際に、その役割について考慮することが必要である。」という記述には賛成であり、社会的、経済的観点、又は文化や人々の生活の中に溶け込んでいる外来生物については十分に考慮していただきたい。
- ・この基本方針は、日本固有生物被害の原因は外来生物にあるという考えの元に成り立っているが、開発による固有生物の生息地の減少や悪化、治水工事による産卵場所の減少、地

球温暖化などを無視して、外来生物をなくせば固有生物が守られるというのは違うのではないか。

- ・自然とふれあう機会の一つが釣りであり、生計をたてる人、自然と遊ぶ人、いろいろな関わり方があるので、税金の無駄遣いにならないようにしてほしい。
- ・予防原則に立てば原産国での研究があれば規制は可能である。このため、調査研究の記述部分において「日本国内における事例を必要としない」という一文を加えるべき。

## 第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

### 1 選定の前提

- ・「既に産業や社会で管理されている外来生物は選定の対象にしない」という記述を追加してほしい。
- ・「海外との物流が増加」したのは、高度経済成長期とするのが妥当であるため、明治元年以降ではなく、例えば1970年以降に変更願う。

### 2 被害の判定の考え方

- ・樹洞営巣性の動物などでは、営巣場所をめぐる競合が顕著であるため、「餌動植物などに係る在来生物との競合」とすべき。
- ・「我が国固有の生態系」とは何を指すのか不明確である。
- ・「回復困難な被害」に限定すれば適応範囲が極めて狭くなるおそれがあるため、「重大な被害」に置き換えるべき。
- ・生態系への影響（被害）をもたらす要因を、国内への外来生物導入のみに限定しているように見受けられる。環境変化による生態系への影響の認識とその対策への言及が必要。
- ・農林水産業は、方向性のみを言えば自然や生態系に対して負荷であるので特定外来生物と同じ位置にある。よって、(ウ)は削除または農林水産業以外の産業を追加すべき。
- ・「活用する知見の考え方」において、国内に知見があるものについては国外の知見が全く活用できないように読める。国内の知見だけでは不十分でも国外の知見を準用できるよう「いずれか」を削除するか、「いずれか、又は両方」と改めるべき。
- ・「国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合」ではあまりにも判断基準が曖昧すぎる。せめて「おそれ」は「可能性」とすべき。

### 3 選定の際の考慮事項

- ・どのように考慮し判断されたのかを明らかにできるように、指定の際には判断理由を必ず公表するようにしてほしい。
- ・「社会的に積極的な役割を果たしている外来生物について特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響に考慮する」という記述に賛成であり、文化や余暇という生活の中にすでに溶け込んでいる外来生物については、指定する場合に十分に配慮すべき。
- ・身近な自然における子供の遊びに使われたり、食用とされているような外来生物については、特定外来生物に指定すると扱いが困難となり得られる利益はあまりない。既に広く分布している外来生物は指定しない判断も必要ではないか。

- ・特定外来生物に指定して厳しい制限を行うとともに、駆除に莫大な費用をつぎ込むより、むしろ有効利用を促進した方が公益に資するのではないか。
- ・国の勝手な考えで生き物を入れ、また一方的な考えで指定をし、すでに自然の一部になっている生き物達を税金を無駄に使って駆除するのは止めてほしい。
- ・外来生物よりも人間による生態系の変化の方が大きい。外来生物対策の前に、自然環境をよりよいものにすることが先ではないか。
- ・外来生物であろうがなかろうが、「命」というものを粗末に扱う法律には絶対反対。
- ・「外来生物」はすごく差別的な表現。外来生物だけに限定するのではなく、在来種であっても明らかに人の生命、身体への被害が想定される生物は駆除するべきではないか。

#### 4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取

- ・意見聴取に関しては、委員会形式、個別ヒアリングとも詳細に記録を取り、選定過程の透明性を確保するべきである。
- ・意見を聞く学者に、倫理学、社会学、経済学の学者も含めるよう要望する。
- ・社会的・経済的に役立っているものは選定にあたって十分考慮されるのであれば、最終的に影響を受ける当該生物を利用する者等関係者の意見を必ず聴取すること。
- ・学者と利用者の意見を対等に評価し、利用者の意見を委員会形式で聞くよう要望する。
- ・科学的データに基づき、第三者機関で公平な調査を行なわなければならない。
- ・2000 種に及ぶ 外来生物の中から特定外来生物をたった数ヶ月で選別する事は物理的に不可能。まずは十分な調査と協議が必要。
- ・ある生物を国家が害悪であると「指定」するのであれば、当然、科学的データと正しい知見に基づいたものでなければならないはずであり、それに付随しての説明責任も負うと思う。
- ・このようなパブコメはホームページ上だけでなく、公共の電波、紙上等々でも語りかけるべきで、もっと時間をかけて多方面から意見を求め、検討するべき。
- ・今回のような重要な問題に係る説明会を、東京・大阪のそれぞれわずか一回のみの開催でいいのか。
- ・WTOだけでは、定義が狭すぎるため「貿易措置との関係」「(SPS協定) OIEに・・・」とすべき。

### 第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

#### 1 飼養等の許可の考え方

- ・「特定外来生物を飼養、栽培、保管又は運搬する行為は原則禁止とし」について、行為の事例の最初に「輸入」も含めるべき。
- ・基本的に外来生物の繁殖は行うべきではなく、どうしても繁殖をさせる必要がある場合のみ認可制にすべきである。
- ・特定外来生物の指定前から飼養されていた個体について、飼養に必要な施設や経過措置等について、国民への情報提供を十分に行うとともに、飼育困難となった場合の受け皿等を整備するなど、法施行に伴う遺棄等を未然に防ぐことが重要である。

## 5 放つこと、植えること又はまくことの禁止

- ・「特定外来生物を捕獲又は採取した直後に放つ等の行為は本法第9条の対象とならない」という記述に賛成であり、当該記述を修正しない様に要望する。
- ・捕獲直後に「放つ等の行為は本法9条の対象とはならないが」の表現は、法の趣旨からして違和感があり、削除すべきである。

## 第4 特定外来生物の防除に関する基本的な事項

### 1 防除の公示に関する事項

- ・防除については、費用対効果や実現可能性の点から合理的である場合に限り行うことを明記すべき。
- ・「必要な期間の延長や防除区域の変更等が行えるようにする。」としてほしい。
- ・「必要な期間」の基準が見えない。あいまいな基準に対して「防除の目標」を立てても、結果として残るのは膨大な税金消費と、不完全な防除結果ではないか。

### 2 防除の実施に関する事項

- ・「緊急的に行う防除」の定義を明確にすること。
- ・利用者も計画の作成や実行方法の検討に参加できるようにしてもらいたい。また、防除実施計画の実施可能性及び実行状況を分析・評価する場にも利用者が参加することができるよう要望する。
- ・法に照らして所有者等の理解は必須条件ではなく、実務的な見地から修文すべき。
- ・防除によって起こる変化は、特定外来生物自体にとどまるものではなく、互いに影響しあっている様々な生物に及ぶものである。したがって、防除の実施による在来生物の増減、防除対象以外の外来生物の増減などについてもモニタリングの対象とし、生態系全体を把握するようにすべきである。
- ・「社会の役に立っている特定外来生物については、関係者と十分調整を図った上で、防除計画を策定する」などの記述の追加を要望する。また、大きな役割とは国土保全等に加えて、「社会的」・「文化的」・「生活的」記述の追加を要望する。
- ・防除の際の混獲や誤捕獲をさけるとともに防除したくない人に駆除を強要しないよう「不特定多数の人を防除に強制的に参加させない」といった記述を追加してほしい。
- ・混獲や誤捕獲を回避し、駆除が適切に行われなかった場合の責任の所在を明らかにするため、駆除を行う全ての人を登録制にして、駆除する際には登録証を携帯する様にすべき。
- ・鳥獣保護法だけでなく、漁業法等の他の法律についても同様の定義を行う様にしてほしい。
- ・個人、団体などが、勝手な理由などで計画にない防除活動が行われないようにするため、計画に無い防除は禁止してほしい。
- ・外来生物といえども既に移入後長期間が経過していて、地域の生態系の重要な構成種になっているような場合、むやみに防除することによって生態系のバランスを壊し、環境悪化の原因になることも考えられ、この点、留意事項として明記すべき。

## 第5 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

### 1 未判定外来生物

- ・未判定外来生物を輸入しようとする者から科学的知見をできる限り提出させるべきである。
- ・未判定外来生物の判定をどのような体制で実施するのかについてもっときちんと明記すべき。

### 2 種類名添付証明書の添付を要しない生物

- ・「外来生物の種類名同定のためのデータベースを構築し、関係府省が連携して特定外来生物の識別マニュアル等税関等における審査の円滑化を図るよう努める。」と修正すべき。

### 3 科学的知見の充実

- ・情報の早期収集にはできるだけ多くの監視の目が必要であり、「専門家」のみならず「NGO・NPO」との協力による幅広いネットワーク作りが不可欠であり、文言を「専門家・NGO・NPO」に拡大すべきである。
- ・地域を対象として要注意対象地域、また生物種を対象とした要注意種リストを設け、現段階では判断のつかないグレーの部分についても常に監視していく体制を設ける必要がある。

### 4 国民の理解の増進

- ・動植物を取り扱う業者や個人飼養者においても、外来種の逸出の危険性や根本的な外来種の問題の理解が深まるよう業界団体への働きかけや教育の機会を設けることも必要である。
- ・この法律が、いわゆる国内移入種を対象としていないことから、国境を基準として国外移入種こそが問題であるという誤解を生みやすいので、誤解のないよう配慮すべき。

### 5 その他

- ・非意図的導入はフリーパスであるような誤解をしやすい表現であるので、「人体に付着あるいは物資への混入等、輸入、飼養等をその他の取扱いの意思なくされる導入については、本法の処罰の対象ではない。」に改めるべき。
- ・非意図的導入についても生態系被害のおそれがあり、極力これを防止する必要があるから、過失による持ち込みを抑止するような文言を付加すべきである。

## 【個別の外来生物に係る特定外来生物指定に関する意見の例】

- ブラックバスを特定外来生物に指定することに反対。
- ブラックバスを短期間で指定するのではなく、関係者が納得するまで十分な議論をしてほしい。
- バス釣りをライセンス制にし、入漁料や税金をとって、その資金を自然保護に回すべき。
- ブラックバス、ブルーギル等は特定外来生物に指定すべき。
- セイヨウオオマルハナバチを特定外来生物の対象から除外するよう要望する。
- セイヨウオオマルハナバチについて、今後も農業用資材として農家が使用できるよう配慮と、仮に選定された場合に農業用ハウスにネットを展長することが主務大臣の許可をもって認められる施設基準となるよう検討されたい。

【個別の種について提出された主な意見の概要】

個別の種が特定外来生物に選定されるかどうかは現段階では未定であり、基本方針の閣議決定後に、基本方針の第2「特定外来生物の選定に関する基本的な事項」に沿って、専門の学識経験者等の意見を聴いて具体的な検討を進めることとしています。

<ブラックバスの指定に反対、または指定に対し配慮を求める意見> 7,785件

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| a | 指定反対      | ブラックバスを特定外来生物に指定することには反対。   |
| b | 科学的データが必要 | ブラックバスによる生態系への影響について科学的調査データがない。  |
|   |           | 科学的調査結果とされているものは、ねつ造されたもの。  |
|   |           | 科学的調査を実施した上で、評価すべき。(科学的データがあるのであれば公表すべき)  |
|   |           | ブラックバスを指定するのなら、その理由と証拠を明らかにすること。  |
| c | バス釣りの効用   | バス釣りは自分の最大の趣味であり、家族・子供との交流の重要な機会でもあるので規制しないで欲しい。                                    |
|   |           | バス釣りは、自然とのふれあいの場であり、人格形成や教育上の効果も大きいので、規制すべきではない。                                    |
|   |           | バス釣りがあることで若い人たちが自然を訪れる。湖岸のゴミ拾いをするなどの効果も評価すべき。                                       |
|   |           | バス釣りは、釣り人、釣り産業や地元経済に及ぼす効果が大きいので、社会的・経済的効果も考慮して、指定すべきではない。                           |
|   |           | ブラックバスを有効活用した方が地域経済への波及効果は大きい。  |
| d | 生命の尊重     | バスにも命がある。むやみに生命を奪うことには反対。   |
|   |           | ブラックバスを殺しなさいとは子供には教えられない。命を粗末にすることは、子供の犯罪を助長する。                                     |
| e | 環境破壊原因論   | 水辺を護岸工事によりコンクリートで固めたことや、水質汚濁、農薬の流入などが在来魚が減少した主たる原因。ブラックバスの防除よりもこれらの自然を取り戻すことのほうが優先。 |

|   |           |  |
|---|-----------|--|
|   |           | バスは汚いところでも生息できるが、在来魚はできない。バスが悪いのではなく、湖沼の環境が悪化したことが在来魚減少の原因。  |
|   |           | バスを駆除しただけでは自然は元には戻らない。湖岸の自然再生や水質改善を先に行うべき。   |
|   |           | ブラックバスの食害や在来希少種の減少を言うならば、漁師達の在来種を漁獲する行為自体が生態系を壊す行為ではないか。   |
| f | バス定着論     | ブラックバスは、既に日本の生態系の一部。一時的に爆発的に増加しても、時間がたてば、生態系と調和するので、問題ではない。(皇居のお濠でもバスは少なかったではないか)<br>既に生態系の一部となっているバスを防除すると、生態系が崩れて、他の外来種が増加して新たな問題が生じる。 |
| g | 他の外来魚との比較 | ニジマス等他の外来魚を問題とはせず、何故、ブラックバスだけ問題とするのか。漁業対象種だけ例外扱いとするのはおかしい。漁業だけを特別扱いせず公平に決めてもらいたい。  |
| h | 種苗放流問題説   | 在来魚の種苗放流の際に、ブラックバスが紛れ込んで分布を拡大している。バス対策を行うのであれば、釣り人だけでなく、漁協による種苗放流を制限することが必要。   |
| i | 混獲の問題     | ブラックバスやブルーギルを駆除する際に、在来種も混獲されているが、その問題をどう考えるか。  |
| j | 税金の無駄     | ブラックバスの防除に税金をつぎ込むよりも他にやるべきことは多いはず。<br>バスの完全排除は不可能であり、それにどれだけの税金をつぎ込むつもりなのか。  |
| k | 税金の徴収     | バス釣りをライセンス制にし、釣り人から入漁料・税金をとるなどして、その資金を自然再生などの自然保護に回すべき。  |
| l | 時間をかけて慎重に | ブラックバスをわずか半年で指定するのではなく、関係者が納得するまで十分な議論をしてほしい。<br>性急に指定してしまうのではなく、ブラックバスと在来魚の生息調査、水質調査等をきちんと行うこと。   |
| m | 意見聴取      | ブラックバスを指定するかどうかについては、パブリックコメントを大々的に行って、国民の意見を広く聴くべき。<br>机上の議論ではなく、本当にバスが原因で在来魚が減っているのか、もっとしっかり現場をみてほしい。                                  |

|  |  |
|--|--|
|  | 現場をよく知る釣り人の意見をきいてほしい。                                |
|  | オオクチバスに関し、被害側と受益者側の双方の立場から議論が行えるような機会をできる限り多く持ってほしい。 |

< ブラックバスの指定に賛成する意見 > 315件

|   |         |  |
|---|---------|--|
| n | 指定すべき   | ブラックバス、ブルーギル等は特定外来生物に指定すべき。  |
|   |         | ブラックバス等を特定外来生物に指定することを前提として、本基本方針を策定してほしい。   |
| o | 駆除の徹底を  | 伝統的な淡水魚釣りができなくなることは、生態学の問題だけでなく水産業や文化の問題。ブラックバス等の早急な駆除が必要。   |
|   |         | 釣り具業界の利潤追求のための日本の自然を損なうべきではない。圧力に屈せず早期に規制してほしい。  |
|   |         | ブラックバスとの共存を主張する人もいるが、密放流する団体や釣り人が存在する限り不可能。指定して完全排除するしかない。   |
| p | 漁業被害は深刻 | 種苗放流したアユがすぐブラックバスに食べられたり、在来魚の再生産が阻害されるなど漁業上大きな支障が生じている。適切な対策を求める。                                  |
|   |         | 鮎が食害され、少なくなることで釣り人が減少し、漁協の収入が減っている。しっかりと防除してほしい。   |
| q | 予防      | 外来魚が一旦河川に入ってしまうと撲滅することは不可能なので、外来魚の生息域が広がらないよう特定外来生物に指定して、規制を行うべき。                                  |
| s | 教育の重要性  | 指定には賛成するが、防除を実施していくにあたっては、子供達に対し、なぜ防除を実施しなければいけないかの教育だけでなく、生物の命の尊厳についても、併せて教育・意識啓発に関する対策を講じる必要がある。 |

<ブラックバス、ブルーギル、ニジマス(外来マス類)、雷魚等外来魚全般> 192件

|      |  |
|------|--|
| 主な意見 | 私は、ニジマスだけでなく、ブルックトラウト、ブラウントラウトの釣りが大好き。好きな趣味を奪わないでほしい。  |
|      | レインボートラウトとブラウントラウトを特定外来生物の選定から除外すべき。ブラックバスのように無制限に放流が行われることは問題だが、サケ・マス類についてはゾーニングを行うことでフィッシングという余暇活動と漁業との共存を図ることが可能。 |
|      | 今や雷魚（カルムチー、ダイワンドジョウ、コウタイの3魚種）は、日本の淡水湖沼において食物連鎖の頂点にいる、日本になくてはならない魚だと思う。特定外来生物に指定されるのはおかしい。                            |
|      | 外来種の問題以前にやるべきことがある。雷魚を駆除すれば、イトウやアメマスが遡上して自然繁殖できる河川になるわけではない。   |
|      | 特定外来生物にふさわしいのは、ブラックバスではなく、ブルーギルである。  |
|      | ブラックバス、ブルーギル、ニジマス、ブラウントラウト、雷魚等は特定外来生物に指定しないでほしい。   |

<セイヨウオオマルハナバチ> 27件

|      |   |
|------|---|
| 主な意見 | セイヨウオオマルハナバチを特定外来生物に指定しないでほしい。  |
|      | セイヨウオオマルハナバチは、トマト栽培等において必須の省力交配方法となっており、利用禁止となると生産者にとって多大の交配労力を必要とすることとなる。                                |
|      | 防虫ネット等により飛散防止対策を徹底し、逸出対策を講じているので、指定にあたっては十分な配慮をお願いする。   |
|      | 指定にあたって、学識経験者の意見聴取だけでなく、使用者等産業界からの幅広い意見聴取が重要。   |
|      | マルハナバチのように個体自体が大量で1セットの場合、飼養許可は、ロット単位での申請とすべきであり、地域単位で一括した申請方法を検討すべきである。使用者個々の申請では、時間的にも、事務的にも煩雑で非現実的である。 |
|      | マルハナバチのように繁殖を前提に飼養するものは、飼育施設基準を遵守した使用を明確に規定すべきで   |

|  |   |
|--|---|
|  | あり、許可の表示も簡略なものにすべき。農業分野では、施設毎に使用するため、数量的に多くなり、一箇所の表示で全体を表す表示で可とすべき。   |
|  | 特定外来生物に選定する際には、被害に係る現在の状況とその程度についての基準を設けるなど、利用者側の十分な理解が得られるよう検討すること。  |
|  | 利用者を与える経済的な影響を可能な限り軽減できるよう代替物及び代替技術についての意見聴取も行うなど、代替物の可能性についても十分検討した上で選定されるよう配慮すること。  |
|  | セイヨウオオマルハナバチについては、特定の審議会委員の影響で、昨年の中央環境審議会の答申において、意図的に情報がデフォルメされ、危機感を煽り、当該種の利用規制を加速させていった。盗蜜、ポリブダニの媒介、資源獲得競争の激化等のいずれをとっても悪影響の事実や悪影響があるとの知見はない。一方的な思いこみをした研究者が権威をもって言いふらし、それを公的に認めてしまったことが問題。 |
|  | セイヨウオオマルハナバチの野外での定着についてはメーカー側の不行き届きがあったのも事実。しかし、導入当初、複数の学識経験者と呼ばれる人たちが関与しており、メーカーは彼らの意見をもとに行動してきたのも事実。そのときの学識経験者と呼ばれる人たちは、今、何をしており、また、この法律にどう関与しているのか。                                      |

<アライグマ> 2件

|  |   |
|--|---|
|  | 選定にあたっては、アライグマ飼養者の意見も聴くべき。<br>日本で野生化しているアライグマには数亜種とカニクイアライグマがあると見られているが、アライグマの亜種の中には、一般に指摘されるような危険のないペットとして飼養できるものがある。これらの違いを認識せず、一様に取り扱うことはアライグマ飼養者として容認できない。亜種レベルの違いを科学的に把握した上で、科学的・効率的な被害対策を講じるべき。 |
|  | 飼えきれなくなったアライグマの里親制度を行っているところがあるが、特定外来生物に指定されるとどうなるのか。   |

<外来ハヤブサ類> 1件

|  |  |
|--|--|
|  | ハヤブサ、ソウゲンハヤブサ、ワキスジ、シロハヤブサは特定外来生物に指定すべきでない。 |
|--|--|

<セイヨウミツバチ> 1件

|  |  |
|--|--|
|  | セイヨウミツバチは在来ミツバチと交雑することはなく、野外に定着した例もないので、特定外来生物に指定し、防除の対象となることのないよう特段のご理解をお願いします。 |
|--|--|

<アルファルファタコゾウムシ> 2件

|  |   |
|--|---|
|  | アルファルファタコゾウムシが蔓延して、高品質の蜜源であるレンゲを食い荒らしており養蜂業を廃業に追い込みかねない状況。国・都道府県の力で防除してほしい。                   |
|  | アルファルファタコゾウムシは、明らかに我が国の農林水産業に重大な被害を及ぼしている昆虫。非意図的に導入されたものではあるが、同時に植物防疫上の手抜きによるもの。国の責務で防除してほしい。 |

<ミドリガメ、カミツキガメ、ワニガメ> 4件

|  |  |
|--|--|
|  | 無責任な飼養者がミドリガメを遺棄し、帰化したからといって、遺棄とは関係のない、むしろ遺棄することに反対している飼養者までが規制されることには納得がいかない。むしろ、無責任な飼養者が増える原因であるホームセンター等でのミドリガメの販売規制を行うべき。   |
|  | ミドリガメ、カミツキガメ、ワニガメの3種に限って、10cm以下の幼体は販売しない、許可制又はマイクロチップ埋込を義務づけることで個体の遺棄は激減できる。一律に規制する必要はない。  |
|  | 現在飼養している個体以外は許可がでないと聞かすが、カメは何十年も生きることから一生飼育できる飼い主はならず、飼えなくなったカメを殺処分のため持ってくる人もいない。引受先に新しい飼養許可がでないのであれば、国内に数万個体は飼われていると推測されるカミツキガメが行き場を失い、池や川にあふれることになる。このような個体数の多い生物は、危険動物としての規制で十分であり、指定すべきではない。 |
|  | 既に相当数のカメが飼われていることを考えれば、許可条件を現実的なものとしなければ、遺棄する人が増える。新しい飼い主を探せる機関、ショップがないと逆にカミツキガメを野に放つ人が増えてしまう。   |

<ヤドクガエル> 2件

|  |  |
|--|--|
|  | <p>ヤドクガエルは毒を持つため、特定外来生物の候補にあげられているが、飼育下のヤドクガエルは無害になり、かつ非常に高価なカエルであるため、野外に放つことは考えられない。何故、規制が必要なのか分からない。</p> |
|--|--|

<カブトムシ・クワガタムシ・甲虫類> 3件

|  |   |
|--|---|
|  | <p>クワガタムシの輸入許可については、あらゆる種を見直すべき。既存の学術資料のみならず、一般向けの書籍の知見でも害虫化の危険がある種は審議し直すことが必要。</p> <p>クワガタやカブトムシについては研究者が少ないため、広く専門の業者、専門書発行元、その著者からも具体的な知見を収集すべき。</p> <p>交雑個体については、交雑実験の結果、継続的に妊性のある雑種を特定して規制すべきで、何でも規制すべきではない。</p> <p>「放虫を避け、一度飼った虫は飼いきる」のが正義だという概念を抽象的でも一般に広めていかないと、商売そのものが危ないという印象を業者に持たせることが重要。どんな虫が入ってこようが、放虫や遺棄さえ起きなければ被害は最小限ですむはず。</p> <p>意図的な遺棄への罰則を強化するとともに、自力では殺処分できない飼養者を対象にした「引受機関」を設ける地域毎に必要がある。</p> <p>外国産やその交雑個体をネットオークションに題している者がいるので、ネットワーク上の市場を監視し、取引の停止や出品者への立ち入り検査を行う体制が必要である。</p> <p>業界団体を持たない「生き虫市場」に関しては、早急に業者間で主幹団体を創設するよう指導し、輸入クワガタの販売の際に、その取り扱いや遺棄・放虫の禁止など法規制事項を記載したビラの指導文書を添付することを義務づけるべき。最も危険なのは、輸入個体のリスクを知らない善意の飼養者の「かわいそうだから放そう」という行為である。</p> <p>カブトムシ・クワガタムシの研究者は少ない。選任研究者の確保と予算の外部投入を含めた評価機関の創設が急務。</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>原産国で保護動物に指定されたクワガタ・カブトムシが輸入許可種となっている。海外現地の保護種を輸入許可種に指定する行為は、主権国家の法律をないがしろにする行為であるので、原産国で何らかの規制を行っている種が、原則的に輸入許可種から外すべき。</p> |
|  | <p>植物防疫法によって輸入許可となっているカブトムシ亜科・クワガタムシ科についても、本法の対象として視野に入れるべきであると考えられる。</p>  |

< 餌用動物 > 1件

|  |  |
|--|--|
|  | <p>餌用動物であるヨーロッパイエコオロギ、ミルワームの指定は絶対反対。</p> |
|--|--|

< 植木・造園緑化用樹木 > 3件

|  |  |
|--|--|
|  | <p>外来種は国立・国定公園等保護地域には移入すべきではないが、自生種は、気候に対する耐性があれば、自由に移動させてよいのではないかと懸念が心配され、実施された場合には、予算が設計に反映されるべき。</p>      |
|  | <p>日本緑化工学会において、DNAの問題で規制を実施することが言われているが、それ以前に設計者、施工者の植物に対する特性、取り扱い等の考え方が貧困であり、適切な指導が必要。</p>                  |
|  | <p>園芸品種の多い花木等は自然植生に影響を与えることは皆無であるが、今回の法制化で外来種全てが悪であるかのように言われている。侵略的な外来種のみを対象にするという本法本来の目的を国民に十分に啓発してほしい。</p> |
|  | <p>特定外来生物を選定する委員会等には、自生種や自然植生とは異なった生活環境を創造する造園、緑化用樹木を専門に扱う日本植木協会会員の選任参加を要望する。</p>                            |
|  | <p>郷土種とされながら、中国産の種子が使用されるなど、遺伝子の攪乱の問題などのように課題が多く、規制の際に留意すべき課題である。</p>  |

< 園芸植物 > 6 件

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>鉢物栽培されている種が特定外来生物になると、鉢物栽培をしている農家は様々な不利益を被るので、特定外来生物の指定は、くれぐれも社会的、経済的影響を勘案しつつ、慎重に、限定的になされるようお願いする。</p>  |
|  |  | <p>特定外来生物の選定は、原則として種を単位として行うとのことであるが、通常、種の中には園芸品種がたくさんあり、その中でも野生種よりも環境に与える影響の少ないものがある。園芸品種も選定単位に明確に位置づけ、環境に与える影響の少ない品種が特定外来生物に指定されないようにしていただきたい。</p> |
|  |  | <p>ワイルドフラワーとしてオオハンゴンソウを法面緑化に用いていることが問題なのであれば、用途を規制すれば良いのではないかと。生態系への影響を用途別に考えないで、種で規制することには強い疑問を感じる。</p>   |
|  |  | <p>花卉園芸産業は、常に新しい植物資源を海外から導入することにより、消費者に飽きられない商品を提供している。未判定外来生物が広く指定されてしまうと新種導入のための活動に多大な支障をきたすということを十分に理解し、未判定外来生物は限定的に指定するよう慎重に検討してほしい。</p>         |
|  |  | <p>特定外来生物は特定飼養等施設で栽培すれば良いことになっている。未判定外来生物も特定飼養等施設で飼養することを前提に、被害を及ぼすかどうかの判定が終わる前に輸入することを認めていただきたい。なお、生態系等に被害を及ぼすとの判定が出た場合は、焼却処分する等の処理を徹底する。</p>       |
|  |  | <p>遺伝資源の散逸を防ぐことのできる施設を持つ者に植物遺伝資源を輸入するライセンスを発行して、ライセンス保持者には、これまで同様に植物遺伝資源を導入できる体制を構築するなどの措置をとることが妥当。</p>  |

< セイタカアワダチソウ (ソリダゴ属) > 1 件

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>セイタカアワダチソウと同属 (ソリダゴ属) の園芸栽培用品種ソリダゴの栽培は、沖永良部島の主要産業。これらが規制されると島内の農業及び経済に及ぼす影響が大きいことを十分考慮して慎重に判断してほしい。</p> |
|--|--|--|

< 牧草・飼料作物 > 3件

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>環境省の移入種リストに掲載されているチモシー、イタリアンライグラス、オーチャードグラス、ペレニアルライグラス、トールフェスク、シロクローバー、アルファルファなどの飼料作物は、外来種であっても今や我が国の畜産や畜産経営の根幹をなすものとなっている。これらが特定外来生物に指定されれば、我が国の畜産経営は崩壊するおそれがある。</p> |
|  |  | <p>草地、飼料畑へ播種した飼料作物が生態系等に係る被害を及ぼしていることはない。</p>  |
|  |  | <p>牧草・飼料植物類については、輸入や栽培利用を認めないとする特定外来生物の指定とならないよう適切な選定の取り進めを願う。</p>   |

< ニセアカシア > 3件

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>ニセアカシアは重要な蜜源植物であり、環境浄化能力も高いことから、特定外来生物に指定し、防除の対象となることのないよう特段のご理解をお願いする。</p> |
|  |  | <p>ニセアカシアが問題だというのであれば、全国一律で防除をするのではなく、問題となっているところや国立公園など特定の地域だけで防除すべき。</p>     |
|  |  | <p>ニセアカシアなどの緑化植物による生態系被害は広範囲に及ぶので、将来的な在来種への転換と完全防除が必要である。</p>                  |